

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象Ⅰ 保育の理念

## 1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

## 評価所見

市立保育園全体で統一された保育目標、保育理念が策定され、基本方針と併せて1枚の文書にまとめられている。保育理念や基本方針は全職員に配布し、勉強会で唱和したり、すべての保育室に掲示したりする等により共通理解を図っている。ただし、全職員に理解を促すという点では十分とは言えない面もあり、職員会議にあまり参加できないパート職員等に対して理解を促す取り組みを強めるなど、一層の努力が期待される。保育理念や基本方針を掲載した文書を園だよりに添付して保護者や公民館に配布するなど、周知が図られている。今後は、園だよりを近隣の自治会にも配布し回覧してもらうなど、保育理念や基本方針を地域住民に対して積極的に周知する取り組みが期待される。

一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、会議や報告、保育課程の編成過程等を通じて、共通理解を持つ取り組みが行われている。

## 評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

## 1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

## 評価所見

健康管理に関する諸マニュアルが整備され、保健計画に基づき、子ども一人ひとりの健康状態を職員間で共有し保育に反映させている。

食事場面では、強要することなく、それぞれが楽しめる様な言葉かけをし、必要に応じて援助している。時にはレストラン風にテーブルに子ども達が折り紙で作った花を飾ったり、園児手作りのランチョンマットを使用したり、季節の歌のBGMを流したりする等、工夫がされている。また、市の子ども課・管理栄養士・調理員等による「市内給食会議」を定期的に開催し、子どもの喫食簿に基づいて、献立の作成や調理の工夫等が話し合われている。全園児のカウプ指数を出し、特に生活改善を要する子については相応しい食生活ができる様、保護者への働きかけを行っている。

健康診断・歯科健診の結果は記録簿に記載されている。異状なし・虫歯0本の子どもも含め全園児の保護者に文書で結果報告すると共に、職員に周知し保育に反映させている。

## 2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

### 評価所見

様々な会議や個別記録を通し、一人ひとりの子どもや保護者についての状況を理解し職員間で共有されている。記録簿に職員全員のサインを求める等、情報が的確に届くような仕組みが整備されている。

10名近い発達支援児が在園しているが、必要に応じて担当保育士が個別的に援助するなど、きめ細やかな保育がされている。また、なす療育園やリハビリテーションセンターと連携が密に持たれており、訓練には保育士が同行するなど、保護者の思いを全身で受け止めながら子どもが安心して過ごせるよう努めている。

長時間保育を受ける園児が多いが、子どもが主体的に、しかも安全で寛いだ雰囲気の中で過ごせるよう、時間帯に応じ保育室の設定・担当保育士の配置面など工夫されている。朝夕の個々の連絡事項はクラス別の「連絡表」に記載され職員や保護者に伝達されている。

他市町村への転出の場合は、市のマニュアルに沿って必要な情報を提供している。市内保育園への転園の場合は児童票の内容の引継ぎをし、子どもの保育に連続性を持たせている。

## 3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・Ⓑ・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

#### 評価所見

保育課程は、園の代表者が参画し、市全体で統一された内容のものとして平成23年度から作成されている。園独自のアクションプログラムの中に位置づけられている保護者支援などの項目も含め、一定期間実践されたのち園の保育環境や特性などを反映する形で再編成されている。保育課程に基づき長期的かつ短期的な指導計画が作成され、3歳未満児については一人ひとりに着目した個別計画表が、3歳以上児、特に発達支援児については子どもの実態を把握し他の子どもと共に成長できるような個別計画が作成され定期的な反省・評価が行われている。短期的な指導計画や個別計画については月末会議に於いて、中長期的な計画についてはほぼ半期を目安にアセスメントを行っている。

標準的な実施方法については、職員が共通の認識を持って保育に当たり、一定以上の保育の水準を保つことを目的として、園の実態を踏まえ、市の統一文書を園独自版に練り直して作成し、平成24年度より活用している。更に、文書には作成年月日等を記載しておくこと今後の見直しの上でも有用と思われる。標準的な実施方法について現在職員間で検証しているが、今後、見直しの仕組みを具体的に確立することが望まれる。

一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービスの実施状況が丁寧に記録されており、職員全体会議や担当年齢別会議等、様々な機会を通じて、職員は子どもや保護者の情報を共有している。会議内容は文書化して職員全員に周知され保育に活かしている。

市の個人情報保護条例や園独自の守秘義務マニュアルに基づき、記録の保管方法や扱いに細心の注意を払っている。今後、市として保育園を対象とした文書管理規程を定め、PCや電子媒体の盗難・紛失に備えるなど、管理面での取り組みが求められる。

乳児保育では、明るく衛生的で安全面に配慮された環境が整備され、一人ひとりの発達や健康状態に応じゆったりと保育できるよう配慮されている。

1・2歳児の保育では、子ども一人ひとりの育ちを理解し、子どもが自分でしようとする気持ちに寄り添い、落ち着いた雰囲気の中で保育がすすめられている。連絡帳を通し、保護者と連携した保育に努めている。

3歳以上児の保育では、各年齢に応じ、養護・教育の一体的展開がされるよう保育内容等に配慮されている。また、年間指導計画に基づき、近くの小学校との交流や情報交換会などを実施している。年度後半には、就学に向けた具体的な取り組みについて保護者説明の場を設け、意見交換や希望に応じ個人面談等を実施している。

#### 4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㉠・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c

#### 評価所見

保育室天井の照明やトイレ便器を修繕し、より明るく心地よく過ごせる環境が整備された。手洗い場やトイレは清潔に保たれ、特に3歳未満児用は危険を回避するための工夫がされ、子どもの安全が確保されている。

年齢別の運動遊びを計画的に実施するなど、広い園庭でのびのびと全身を使った遊びができるよう配慮されている。また、年齢に応じ基本的な生活習慣の定着が図られている。

朝夕の自由遊び等を通し、自然に異年齢の子どもとの交流が行われている。また、子どもが主体的に遊べるよういろいろな保育用具を用意し、個別にじっくり取り組んだり、友だちと協同して遊んだりできるような働きかけをしている。

東日本大震災以来、放射線による健康影響を配慮して散歩に出掛ける回数は減ったものの、園敷地内で花や野菜の栽培などに取り組み、自然との触れ合いを楽しんでいる。地域の「なすの園」や高齢者の「生きがいサロン」との交流、黒磯地区伝統行事巻狩太鼓を演奏するなど豊かな体験をする環境が整えられている。

「うた」や「体操・フォークダンス」などの年間計画を作成し、年齢に応じた活動に取り入れている。特に年長児クラスにおいては、さまざまな素材や用具などを自分で選び遊べるような環境が整備されている。また、親子絵本の貸し出しを実施したり、絵本の読み聞かせや紙芝居などを毎日積極的に取り入れたりしている。

### 評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

#### 1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
III-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
III-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
III-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
III-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

評価所見

平成24年度アクションプログラムに「保護者とのよりよい関係を構築し保護者支援に繋げる」と目標を掲げ、保護者の本来持っている子育て力を引き出す為の支援を全職員で取り組んでいる。

クラスだよりの中に食育コーナーを設け、園での食育の取り組みが各年齢に合わせた内容として伝わるよう工夫されている。年数回発行される園独自の給食だよりでは人気メニューのレシピも紹介され、家庭でも参考にできるようになっている。

送迎時は早・遅番の保育士が対応にあたるため、保護者から子どもの状態などを口頭で伝えられた事は連絡カードに記載され、担当保育士へ伝えられている。また、保育士から保護者への連絡事項も同様に連絡カードを利用し伝えられている。発達支援児と3歳未満児は連絡帳を活用しているが、保護者からは「3歳以上児クラスでも連絡帳の活用の必要性もあるのでは」との希望も寄せられているが、必要に応じて個別に電話連絡をしたり、連絡メモを渡したりすることにより、園からの連絡事項が確実に伝えられるよう工夫している。

保護者が園の保育補助者として「保育参加」する機会が年に1回設けられており、参加した保護者からは園での子どもの様子や給食の食べる量が分かったとの感想が聞かれるなど、保護者から好評を得ている。終了後に行われる個人面談では、子どもへの対応の仕方や心配事の相談がされるなど、保護者と保育士との共通理解を深める機会となっている。平成24年度から年長児クラスの懇談会が開催されるようになり、小学校入学までの園での取り組みなどの説明が行われている。

虐待に関して見守りが必要なケースが生じた場合には、市の子育て相談センター・保健センター・県北児童相談所と連携しつつ、会議の中で話し合いの機会を設け、必要に応じて保護者への支援を行うなど、職員全体で虐待予防に努めている。虐待予防マニュアルを整備し、外部研修などで学んだ内容を会議の中で報告する取り組みも行っている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c

評価所見

地区の高齢者の「生きがいサロン」との間で毎年定期的に交流機会が設けられ、笑いヨガや伝承遊びなど、お年寄り子どもが楽しく時を過ごす様々な企画が実施されている。また、地域の学社連携・融合推進会議に保育園から委員を派遣し、世代間交流の一環として交通安全教室を実施するなど、高齢者等、地域住民と交流を深める取り組みも実施されている。毎年夏祭りが地域住民の参加や協力を得て盛大に行われるなど、地域とのかかわりが積極的に持たれており、地域の中で子どもを育てている実感が持てると、保護者からも高い評価を得ている。

「こども発達支援センターなすの園」との間で毎月お互いの施設を行き来する交流が行われており、戸外遊びやパネルシアター、リトミックなどの企画が実施され、お互いに刺激し合い学び合える貴重な機会となっている。

行政組織全体で地域のニーズを把握し、保育園では延長保育や子育て相談などの事業を行っているが、園児の保護者以外からの相談事例はほとんどない。地域への広報活動を強め、園庭開放の機会を設けるなど地域の子育て家庭が園に足を運びやすい環境を作り、保育園が有する機能を活かした取り組みができることを期待したい。

保育所の役割や機能を達成するために連携が必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法などは明示されているが、職員全体への周知までは行っていないため、パート職員等も含めて職員間で情報の共有化を図ることが望まれる。

社会福祉協議会主催による中高生サマースクール等のボランティアを受け入れており、受け入れの際には日程表を作成し各クラスへ配布するなど、職員への周知が図られている。保育士育成や共に育ち合おうという意義のもとで、ボランティア受け入れが行われている。

子育て相談センター・保健センター・児童相談所・近隣の小学校などとの連携が図られている。また、発達支援児への支援に関しては、市の子育て相談センターの発達支援アドバイザー（臨床心理士）から援助方法等の指導を受けるほか、なす療育園や国際医療福祉リハビリテーションセンターや国際医療福祉大学クリニック等との間でも連携を密に図っている。

市内の各保育園の特徴が記載されている「保育園ガイドブック」が毎年度作成され、利用希望者が園を選ぶ際の参考になっている。ただし、同ガイドブックは市の子ども課窓口や保育園でしか入手できないことから、今後は利用希望者が情報を簡単に入手できるよう、積極的に情報提供を行う工夫が期待される。

入園前には新入児説明会の機会を設け、パワーポイント等を利用して、映像や写真を見せながら園での活動の様子を説明している。

## 評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

### 1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

#### 評価所見

インフルエンザなどの感染が確認された場合には、感染症の発生を掲示し保護者に注意を促している。また、子ども課や保健所に速やかに報告がされている。

危機管理マニュアルが作成され、災害発生時には緊急連絡マニュアルに沿って対応が出来る体制になっている。毎月の避難訓練や不審者侵入訓練などを定期的に行い、不審者侵入の際の合い言葉などを職員間で取り決めてある。

園独自に「ヒヤリハット」の書式を作成し、クラスごとに状況や対応などを記録に残すとともに、毎月のヒヤリハット会議の中で報告して園全体で情報を共有し、事故防止対策を検討する取り組みが行われている。また、会議録を全職員で回覧することにより、パート職員等も含めた情報共有と周知徹底に努めている。屋外遊具の点検も定期的を実施し、子ども達の安全確保に努めている。

アレルギー食の提供開始にあたっては、医師からの診断書をもとに保護者との面談を行い、面接相談記録を回覧することにより、職員間での情報を共有に努めている。食事の際には、別のお盆にして職員が間違えることのないように区別して提供している。

市全体の給食衛生管理研修会等に参加するとともに、市で統一された衛生管理マニュアルを策定し、調理場の衛生管理の徹底を図っている。

## 2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	①・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	①・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・②・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	①・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・②・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・②・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・②・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	①・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・②・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c

### 評価所見

市全体として「保育の質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、保育の質の向上が積極的に追求されている。年度末の園だよりにアンケート欄を設けて保護者から保育への意見等を聞き、その結果を園の自己評価に反映させるよう工夫されている。保育所保育指針の改定当初より保育士による自己評価が取り込まれており、3年前からは市独自の7項目からなる自己評価表を使用して年2回の実施とするなど、自らの保育実践を振り返り、改善を図る取り組みが継続的に実施されている。次の段階として、保育士以外の職種の職員にも対象を広げる計画である。園の自己評価に基づいて課題の抽出を行い、具体的に保育の改善につなげる努力が行われている。今後は、パート職員なども含めて、職員参画により評価結果の分析や改善策の策定を行う取り組みが期待される。

市の正規職員について、人材育成方針及び人員プラン策定、人事考課、福利厚生制度などの仕組みが整備されているものの、嘱託職員、パート職員は対象外であり、全職員について計画に基づく人事管理が徹底されているとは言えない。年2回、管理者が職員全員と個人面談を行うことにより、職員の意向把握に努めているものの、職員の意向・意見の記録までは行われておらず、今後は把握された意向・意見について分析、検討し、職場の改善に活かす仕組みの構築が期待される。

市のアクションプログラムには「保育士等研修の充実」が掲げられ、職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。それぞれの職員に求められる知識や技術等を把握した上で必要な研修が受けられるよう配慮されているものの、職員一人ひとりを対象とした個別の教育・研修計画までは策定していない。職員が様々な研修を受けてきた後、特に職員全体で共有すべきテーマについては、研修成果報告会を実施している。研修成果が個々の職員の実際の仕事にどのように活かされているかを確認するために園独自の報告書式を整備する取り組み等を通じて、研修担当者を中心に研修成果の評価・分析が行われ、個々の職員の研修計画の見直し等につなげている。

実習生の受け入れについて意義・方針を明文化しており、実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムも用意するなど、積極的な取り組みを行っている

### 3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・(b)・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	(a)・b・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・(b)・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	(a)・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・(c)
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	(a)・b・c



## 評価所見

市の次世代育成支援対策行動計画、保育園整備計画、行政予算管理の下に中・長期計画、収支計画が策定されており、中・長期計画の内容を反映した園の事業計画が策定され、修繕工事等が計画的に実施されている。

園の事業計画は「アクションプログラム」として職員の参画のもとで策定され、平成24年度は「保護者とのよりよい関係を構築し保護者支援に繋げる」という目標を掲げて取組が行われている。アクションプログラムは職員の参画のもとで評価・見直しが行われている。アクションプログラムは保護者等には配布されておらず、その他の個別計画について配布していないものもあるため、今後、保護者に対して園の方針や各計画への共通理解を促す取り組みを強めることが期待される。

行事ごとにアンケートを実施し、結果を掲示したり、園だより等で説明したりして保護者への周知に努めているが、保護者への文書配布までは行っていない。掲示物が保護者の目に触れる機会は限られているため、保護者に対して直接説明する機会を設けるなど、利用者満足の向上に関する取り組み内容について、積極的に情報提供する工夫が期待される。

年度初めの園だよりで保護者の相談や意見等に関する園の姿勢を明示し、保護者に周知している。守秘義務マニュアルのもと、子ども、保護者に対してプライバシー保護についての姿勢を明示し、職員への周知も図られている。

苦情解決の仕組みは整備されており、保護者に対して苦情解決制度に関する説明文書が配布されているものの、保育等に関する不満や苦情などを直接職員に言えない場合は、職員以外の第三者委員等に相談できることを知らない保護者の割合が比較的高かった。保育の質の向上を図る観点から今後より一層苦情解決制度を周知する取り組みを強め、保護者が苦情を出しやすいような工夫を行うことが期待される。

園長の役割と責任は職務分担表に記載され職員に表明されており、園長は研修等に参加するなど、遵守すべき法令等を正しく理解するよう努めている。園長は保育の質の向上に意欲を持ち、自己評価に基づく改善に積極的に取り組んでいるものの、職員数も多いため職員間で温度差もあり、組織としての取り組みは十分でないと感じ止める職員の割合が比較的高かった。今後はより一層、保育の質の向上に関する指導力を発揮し、職員全体への理解の浸透を図ることが期待される。

市の予算削減の動きの中で、保育材料の購入等に支障をきたさないよう、経営・業務の効率化のために園として可能な限りの努力を行っている。早番や遅番、延長保育の園児人数を毎日、土曜日出席人数を毎週ごとに調べるなど、保育に対する需要の動向を把握している。定期的にコスト分析や在園児の推移等の分析や園の状況、予算について周知し、コスト削減に職員と取り組んでいる。

外部監査という形式ではないものの、市全体として地方自治法に定められた監査委員（会計の専門家を含む）による行政監査が実施され、園に監査が入ることもあり、監査結果に基づいて経営改善を実施する仕組みが構築されている。

保育参加や行事後のアンケート等により保護者から意見・意向の把握を行い、結果を集計して保育方法の改善等に活かしている。すぐには回答できない意見や要望については検討に時間がかかる状況について説明し、保護者の理解が得られるよう努めている。